

別表第1（第4条関係）

環境工場等へ搬入を禁止する適正処理困難ごみ表

令和5年4月1日適用

区分	ごみ種	
①有害性のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・硫酸、硝酸等の劇薬類 ・殺虫剤、消毒剤等の農薬類 ・化学薬品類 ・その他有害性のあるもの 	
②危険性のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・日本刀 ・銃弾 ・バッテリー ・ガスボンベ（カセットコンロ用を除く。） ・消火器（中身が入っていないものを除く。） ・発煙筒（未使用のもの） ・ラドン温泉器具などモナザイト（ウラン、トリウムを含んだ鉱石）を使用したもの ・その他危険性のあるもの 	
③引火性のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・灯油 ・ガソリン ・軽油 ・混合油 ・重油 ・シンナー ・廃油 ・オイル ・その他引火性のあるもの 	
④著しく悪臭を発するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつ等の汚物 ・その他著しく悪臭を発するもの 	
⑤特別管理一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・感染性廃棄物等 	
⑥前各号に定めるもののほか 広域連合長が処理施設の機能に支障があると認めるもの	ゴム等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃ゴムタイヤ等
	金属類	<ul style="list-style-type: none"> ・ドラム缶（中身が入っていないものを除く。） ・自動車関係部品（走行性能に係らないものを除く。） ・バイク

	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアカー ・オイルヒーター ・オイルジャッキ ・農機具類（家庭で使われたものを除く。） ・エンジン（走行用以外のものを除く。）
空かん 類	<ul style="list-style-type: none"> ・有害性のあるものが入っていた空かん ・引火性のあるものが入っていた空かん ・その他、塗料等が入っていた空かん （中身が入っていないものを除く。）
木製品 類	<ul style="list-style-type: none"> ・幅1.5メートル長さ3.0メートル高さ1.0メートルを超える木製品 ・板の厚さが10センチメートルを超えるもの （動物の置物、囲碁盤、将棋盤等）
木竹片	<ul style="list-style-type: none"> ・面の直径又は面の1辺の長さが10センチメートルを超えるもの ・長さ3.0メートルを超えるもの
動物の 死骸	<ul style="list-style-type: none"> ・実験した動物
家屋解 体及び 改造に 係わる もの等	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋解体及び改造等に係わる廃材類 ・石膏ボード ・耐火ボード ・断熱材 ・グラスウール ・ワラ ・カワラ ・スレート ・ブロック ・基礎石 ・コンクリート ・レンガセメント ・その他ガレキ類